

◎ (3)-(ア)-② 「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

若い世代の結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかなえるため、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）に基づき策定される「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した少子化対策を、国と地方公共団体が連携し、総合的に推進する。

(イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

【施策の概要】

妊娠・出産支援や子育て支援がそれぞれ進められているものの、行政の窓口や担当機関が異なっており、連携のとれた支援体制となっていないなどの課題がある。また、核家族化や地域の結び付きの希薄化、父親の育児参加が不十分なことに伴い、妊産婦が孤立感や不安感を払拭できず、出産直後の健康面での悩みや育児不安を抱える状態となっている。

そこで、フィンランドで実施されている包括的な相談支援機関（ネウボラ³⁷）による支援を参考に、日本においても地域の包括的な支援センターを整備することが望まれる。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合：100%

【主な施策】

◎ (3)-(イ)-① 「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等

現在、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は、様々な機関によって「縦割り」で行われており、連携がとれていない。このため、子育て世代の支援を行うワンストップ拠点の整備を進め、専門職等が必要なサービスをコーディネートし、切れ目のない支援を実施する。また、相談等を通じた評価の結果、支援が必要と判断された場合には、支援プランの策定等を実施する。

具体的には、「子育て世代包括支援センター」を、緊急的取組として50か所、2015年度までに150か所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく。併せて支援対象者の評価や支援内容等に係るガイドラインを策定し、要支援者の判定基準や支援プランの標準化を図る。また、小児医療や周産期医療の確保、地域における助産師の活用に

³⁷ フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠、出産から就学前までの育児を切れ目なく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味。

関しては、地域医療介護総合確保基金等を通じて支援する。これらの取組によって、2020年までに、支援ニーズの高い妊産婦への支援実施の割合が100%となるようにする。

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

【施策の概要】

子育て支援が、質・量両面にわたって十分ではなく、これまでの少子化対策にとられることのない取組が求められている。このことを踏まえ、2015年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度において、内閣府に設置される子ども・子育て本部を中心として政策立案・総合調整を行う一元的な支援体制の構築が図られるが、財源を確保しつつその円滑な実施を図ることが不可欠である。同時に、祖父母・両親の資産の早期移転を促し、子・孫の結婚・妊娠・出産・子育てを支援するため税制上の措置を活用するなど、世代を超えて子育て世代をサポートしていく仕組みの構築や、子育てや教育に要する費用負担の軽減も重要である。さらに、子どもの小学校就学後に仕事を辞めざるを得ない「小1の壁」を打破するため、「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的な整備等を推進する必要がある。

また、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世代同居・近居」の希望の実現に対する支援等に取り組む必要がある。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 2017年度末までに待機児童の解消を目指す（待機児童数 2014年4月21,371人）
- 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」について、全ての小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施する。うち1万か所以上を一体型とすることを旨とする
- 三世代同居・近居の希望に対する実現比率を向上する
- 理想の子ども数を持ってない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる（2010年60.4%）

【主な施策】

- ◎ (3)-(ウ)-① 子ども・子育て支援の充実（「子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施、事業主負担を含め社会全体で費用を負担する仕組みの構築、幼児教育の無償化に向けた取組を財源を確保しながら段階的に実施するなど教育費負担の軽減、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や「三世代同居・近居」の支援）

1 夫婦当たりの理想の子ども数は 2.42 人であるのに対し、平均出生子ども数は 1.96 人にとどまっている。理想の子ども数を持たない理由として、子育てや教育に要する費用負担、特に学校教育費を挙げる人の割合が高い状況にある。また、親と同居・近居している夫婦の方が、親と遠く離れて居住している夫婦よりも、出生する子どもが多い傾向がある。こうした中で、子育て支援に係る負担軽減をはじめとして、量的拡充と質的改善を進めていくことが課題である。

そのため、子ども・子育て支援新制度において、子育て支援に関する施設・事業に対して共通の財政支援の仕組みを導入することを進めるとともに、内閣府に子ども・子育て本部を設置して従来の縦割りを排除する。また、財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。加えて、社会全体で多子世帯を支援する仕組みの構築や、「三世帯同居・近居」の支援を進めていく。こうした取組により、2017 年度末までに待機児童を解消（2014 年 4 月 21, 371 人）し、2020 年までに「三世帯同居・近居」の希望に対する実現比率を向上させ、理想の子ども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる人の割合を低下させる。

(エ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（「働き方改革」）

【施策の概要】

子育て世代の男性に長時間労働が多く、育児休業や年次有給休暇の取得率が低い。日本における子育て世代の男性が家事・育児に費やす時間は国際的に最低水準となっている。こうした長時間労働、転勤などの働き方や育児休業等の低取得率、男女の固定的な家事・育児の役割分担意識の存在等が、妊娠・出産・育児休業取得等を理由とする不利益な取扱いなど様々な女性に対するハラスメントの問題や女性の育児負担をより大きくさせている。また、子育て世代の女性が働きながら安心して、妊娠、出産、育児に取り組むためには、将来のキャリアパスが見通せることが必要である。さらに、子育ての時期は、育児負担のみならず、親の介護の時期と重なり二重の負担が発生する場合もある。加えて、長時間労働については、労働者の健康確保上の問題や、子育てや介護などの仕事と生活の調和への影響、労働生産性の低下といった問題が指摘されており、本年 11 月に過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）が施行されるなど、長時間労働削減対策の強化が喫緊の課題となっている。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図り、採用・配置・育成等あらゆる側面において男女間の格差を是正するとともに、多様な働き方や転勤の見直しを含む仕事と家庭が両立できる「働き方」を実現し、子育てや介護に関する環境を改善することが必要である。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

- 第1子出産前後の女性の継続就業率を 55%に向上 (2010 年 38%)
- 男性の育児休業取得率を 13%に向上 (2013 年 2.03%)
- 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5%へ低減 (2013 年 8.8%)
- 年次有給休暇取得率を 70%に向上 (2013 年 48.8%)

【主な施策】

- ◎ (3)-(エ)-① 長時間労働の見直し、転勤の実態調査等（育児休業の取得促進・所定外労働時間の削減・年次有給休暇の取得促進・企業の先進的取組の普及支援等の長時間労働を抑制するための総合的な取組、勤務地や職務を限定した多様な正社員の普及、転勤の実態調査を含む働き方の見直し）

仕事と子育てを両立できるような働き方の見直しが重要となっている。育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進に加えて、勤務地・職務等を限定した正社員制度の普及・拡大が課題になっている。

そのため、「育児休業の取得促進（中小企業事業主に対する支援の拡充、男性の育児休業取得の促進等）」を進めるほか、「日本再興戦略」改訂 2014 に「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたことを踏まえ、年次有給休暇の取得促進策を含めた労働時間法制の見直しに取り組む。

さらに、「長時間労働削減推進本部」（本部長：厚生労働大臣）による長時間労働削減のための取組を推進することに加え、各都道府県労働局に「働き方改革推進本部」を新たに設け、各都道府県の実情に即した長時間労働抑制、年次有給休暇の取得促進の取組を推進する。

具体的には、「所定外労働時間の削減」及び「年次有給休暇の取得促進」等を推進するため、日本各地のリーディングカンパニーのトップに働きかけるとともに、こうした企業の先進的な取組事例を幅広く普及させるために、ポータルサイトを立ち上げ、情報発信を強化し、また、働き方・休み方コンサルタントによる各企業に対する支援等を展開していく。

年次有給休暇については、完全取得を目指し、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報を行うとともに、地域の行事と連携して年次有給休暇の取得を促す「地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業」を実施し、さらに、「プラスワン休暇キャンペーン（三連休以上が集中する秋を中心に、有給休暇を組み合わせて、4 日以上を連休を実施する）」の提唱等も行う。

こうした取組を通じて、長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等の働き方改革に向けた総合的な対策を進める。

加えて、欧米では、勤務地や職務を限定した雇用が普及しており、本人の

意に反する転勤が行われにくいとの指摘もあり、そうしたことを参考としつつ、勤務地や職務を限定した正社員等の「多様な正社員」の制度の導入・普及に必要な導入支援や転勤の実態調査を進めていく。

これらの取組によって、2020年までに、第1子出産前後の女性の継続就業率55%（2010年38%）、男性の育児休業取得率13%（2013年2.03%）、週労働時間60時間以上の雇用者の割合5%（2013年8.8%）、年次有給休暇取得率70%（2013年48.8%）を実現していく。

◎「まちの創生」の政策パッケージ ＜「しごと」と「ひと」の好循環を支える、「まち」の活性化＞

「しごと」と「ひと」の好循環を支えるためには、「まち」に活力を取り戻し、人々が安心して暮らす社会環境をつくり出すことが必要である。こうした「まちの創生」を目指し、国が地方公共団体においてそれぞれの実情に応じた戦略を策定・推進することを支援する「政策パッケージ」は、以下のものである。

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

【施策の概要】

中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等）の提供に支障が生じてきているが、サービス提供体制については、例えば福祉の分野では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが縦割りで提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があるほか、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化する必要がある。そのため、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

なお、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標（KPI）は、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ設定する。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-① 「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

そのため、市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成を推進していく。同時に、事業主体が活動しやすいよう、重複

の排除を進めつつ、補助制度や規制の必要な見直しを図るとともに、窓口の一元化を推進する。金融機関においては、必要に応じ経営支援等を実施する。また、文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。医療・教育・雇用・行政・農業等の幅広い分野で ICT の利活用を推進するとともに、地域の通信・放送環境の整備を推進する。今後、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)に関する仕組みの検討や市町村における拠点整備の構想の策定を進めつつ、「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)のモデルづくりを実施し、おおむね5年後までに市町村における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の本格的な形成・運営を進めていく。

◎ (4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。

そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

【施策の概要】

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきたが、今後は急速な人口減少が見込まれ、拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活サービス機能の維持が困難になることが懸念されている。

そのため、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の誘導による都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成により、高齢者や子育て世代にとって、安心して暮らせる健康で快適な生活環境の実現、財政面及び経済面において持続可能な都市経営等を推進していく。

そうした都市を形成することで、地方都市が中山間地域等の生活機能のバックアップとなりつつ、大都市圏への人口流出のダム機能を発揮することを目指す。

また、地方都市の拠点となる中心市街地等において、複合的な機能の整備支援の充実を図るとともに、空き店舗の解消等を促進する。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標

(KPI)を以下のとおり設定するが、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

■立地適正化計画を作成する市町村数：150市町村

■地域公共交通網形成計画策定総数：100件

■魅力があり波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数：60件

【主な施策】

◎ (4)-(イ)-① 都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成

地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方、大都市では高齢者の急増が見込まれている。健康で快適な生活や持続可能な都市経営を確保するためには、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要である。このため、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）における立地適正化計画制度、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）における地域公共交通網形成計画制度について、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）における中心市街地活性化基本計画制度の取組と連携しつつ周知・普及を図り、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成を積極的に推進する。

また、こうした都市のコンパクト化等に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要がある。このため、都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成の実現に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるように、関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム（仮称）」を設け、強力な支援体制を構築する。具体的には、「市町村からの相談等のワンストップ対応」、「政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有」、「コンパクトシティの推進・施設整備等に係る金融機関の協力」等の支援を進めていく。こうした取組を通じ、2020年までに立地適正化計画を作成する市町村数を150市町村、地域公共交通網形成計画の策定総数を100件として、必要に応じて見直す。

◎ (4)-(イ)-② 地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

中心市街地の活性化に関する法律等を活用し、魅力ある地方都市の拠点づくりを推進するため、インパクト・波及効果の高い民間投資の喚起等を図るなど、商業、文化、教育、医療、福祉、居住等の複合的な機能の整備支援の充実を図るとともに、「土地の所有と利用の分離」の手法等を活用したこれらの機能の再整備等、空き店舗の解消等を促進する。こうした総合的な対策を

強力かつ一体的に支援するため、府省庁横断的な視点で制度改正・財政支援措置を含めた包括的かつ抜本的な政策パッケージを2015年中に策定する。その際、都市再生特別措置法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等による地域支援の取組と十分に連携する。具体的には、来訪者数を増加させる等の波及効果が高い商業施設等を整備する民間プロジェクト数60件とし、必要に応じて見直す。

以上を踏まえ、国が2020年までに達成すべきその他の具体的な重要業績評価指標（KPI）は、歩行者通行量及び居住人口、空き店舗数等とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえるとともに、包括的政策パッケージを検討した上で設定する。

（ウ）大都市圏における安心な暮らしの確保

【施策の概要】

大都市圏の高齢化が今後急速に進展し、とりわけ、東京の近郊の高齢者数の増大が顕著となると見込まれている。こうした大都市圏では、急速な高齢化や単身化の進展に伴い、医療・介護サービスへのニーズが拡大しており、これらへの総合的な対応が課題とされる。在宅医療を含めた医療・介護提供体制の整備により、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、公共交通機関等のバリアフリー化により、大都市圏においても高齢者が生きがいを持ちつつ地域の中で豊かに暮らせる環境を整えることが求められている。

また、公的賃貸住宅団地において、集約化・建替え等と併せて行う高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を促進し、高齢者等の多様な世代がいきいきと生活し活動できる「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進する必要がある。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標（KPI）を以下のとおり設定する。

- 大都市圏の高齢者の急増に伴う医療・介護需要の増大に対応した、広域連携を視野に入れた医療計画及び介護保険事業支援計画の策定・実施
- 独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）の団地の福祉拠点化（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成）
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合：25%（2012年度21%）

【主な施策】

◎ (4)-(ウ)-① 大都市圏における医療・介護問題への対応

今後、大都市圏では高齢化の進展に伴い、医療・介護需要が急速に拡大する。大都市圏には、交通網の発達によって、患者・住民の移動可能な範囲が

広いこと、患者・住民が狭い範囲に集住していること等の特徴があり、需要推計及び実効性のある対応策を実施するためにはこれらの特徴を踏まえた検討が必要である。

そのため、2015年度以降、都道府県において医療需要の将来推計を含めた地域医療構想を策定する。その際、東京圏の医療需要の将来推計については都・県域を超えた患者の大幅な移動があるため、国と関係地方公共団体が密接に連携し、患者の流出入等の分析方法について検討して推計に反映させる。その上で、2018年度からの地域医療構想を含む医療計画及び介護保険事業支援計画の同時策定に向けた取組を進め、2020年度には、同時策定された計画の下で施策を推進する。

◎ (4)-(ウ)-② 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

大都市近郊の住宅団地は、高度経済成長期等の人口の受け皿となったことから、急速に高齢化が進展し、高齢者世帯の増加や単身化の進行、子育て世帯等若年者の定着促進等の課題が生じている。

これらの課題に対応するため、公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設により、団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点等の形成を推進する。特に大規模団地においては、居住機能の集約化等に併せて、子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、団地を含めた地域の再編を進めていく。

これらの取組を通じ、高齢者や子育て世帯等の多様な世代がいきいきと生活し活動できるよう「スマートウェルネス住宅・シティ」の展開を推進し、2020年までにUR団地（100団地程度）を医療福祉拠点化するとともに、高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設している100戸以上の規模の公的賃貸住宅団地の割合を25%（2012年度21%）とすることを目指す。

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

【施策の概要】

高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化するため、国民の安全・安心を確保しつつ、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減・平準化させることが必要であり、そのため、戦略的な維持管理・更新に取り組むことが必要である。また、公共施設等の維持管理等について民間のノウハウが十分活用されていない。さらに、空き家が増大する一方、中古住宅の流通やリフォームは十分ではないといった課題が存在する。公共施設等の維持管理・更新の課題に対し、循環型社会の視点も踏まえ、真に必要なストックを賢くマネジメントすることが重要となっている。とりわけ、国公有財産の最適利用の観点も踏まえつつ公共

施設等の集約化・活用を進め、民間の技術開発や PPP³⁸/PFI³⁹等により効率化を図るとともに、良質な中古住宅を安心して売買できるよう、適切な住宅選択と住宅資産の市場流通を支援し、住み替えの自由度を上げ、地方への移住を円滑化することが重要である。

こうした観点から、国が 2020 年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標 (KPI) を以下のとおり設定する。

■公的不動産 (PRE)⁴⁰の有効活用など民間提案を生かした PPP の事業規模：2022 年までに 2 兆円を目指す

■住宅の中古市場の流通・リフォーム市場の規模：20 兆円 (2010 年 10 兆円)

【主な施策】

◎ (4)-(エ)-① 公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進

真に必要なインフラの整備・維持管理・更新と財政健全化の両立のために、民間の資金・ノウハウの活用が急務となっている。しかし、地方公共団体において、所有する公共施設・公的不動産 (PRE) の有効活用に係る体制整備が不十分といった課題がある。

そのため、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」(2013 年 6 月 6 日 民間資金等活用事業推進会議決定)等に基づき、公共施設等運営権方式 (コンセッション) を活用した事業に取り組むほか、公的不動産の有効活用など民間提案を生かした事業について、財政負担を最小限に抑え、公共目的を最大限達成することを官民連携で企画するなど、積極的に取り組む。また、事業の掘り起こし、事業モデルの具体化・提示、案件形成に対する支援等 PPP/PFI の更なる活用の具体化を推進する。さらに、公的不動産に係る証券化手法等の活用についての地方公共団体向けの手引書の作成・普及や関連モデル事業を実施していく。

金融面からの取組としては、金融機関と協働しつつ、株式会社民間資金等活用事業推進機構が中心となって、プロジェクト組成を推進する。これらの取組により、2022 年までに公的不動産の有効活用など民間提案を生かした PPP の事業規模を 2 兆円とすることを目指していく。

また、地方では賃貸や売却予定のない長期不在の空き家の割合が増加し、

³⁸ Public Private Partnership の略。官民連携のこと。公共的な社会基盤の整備や運営を、行政と民間が共同で効率的に行おうとする手法をいう。

³⁹ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。

⁴⁰ Public Real Estate の略。PRE が我が国の全不動産に占める割合は約 1/4 と非常に大きく、コンパクトシティの推進等のまちづくりにおいて、PRE を有効に活用することが重要となっている。